

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第50号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イ及びウに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。） ア (略) イ 六日町・小出病院事業清算事務所の所長 <u>及び次長</u> ウ (略)	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イ及びウに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。） ア (略) イ 六日町・小出病院事業清算事務所の所長、 <u>次長、庶務課長、経営第1課長、経営第2課長及び医事企画員</u> ウ (略)

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。